

稲沢市民病院患者・来院者サービス事業 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、稲沢市民病院患者・来院者サービス事業のプロポーザル方式による契約相手の選定に関して、必要な手続きを定める。

2 事業概要

- (1) 事業名 稲沢市民病院患者・来院者サービス事業
- (2) 事業内容 「稲沢市民病院患者・来院者サービス事業仕様書」を基準とする。
- (3) 実施場所 稲沢市民病院 稲沢市長束町沼 100 番地
- (4) 契約期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで
※貸付期間満了の 6 か月前に双方協議の上、事業者の運営実績および当院の評価を踏まえ、双方合意の上で 3 年間を限度として契約の更新を可能とする。
- (5) 運営機関 売店運営事業、レストラン運営事業及び自動販売機設置運営事業の始期は令和 8 年 2 月 1 日とし、ほかの始期は令和 8 年 4 月 1 日とし、終期は 11 年 3 月 31 日とする。
- (6) 事業実績 本事業に関連する売上等の実績は別紙「稲沢市民病院患者・来院者サービス事業に係る前年度実績」のとおり。

3 参加資格要件

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 本件の事業を一括して運営する能力を有すること。また、現運営業者が撤退後に速やかに運営できること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 稲沢市指名停止取扱要領（平成 16 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者、かつ、愛知県から同様の措置等を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
- (7) 稲沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 27 年 2 月 9 日付け稲沢市長・稲沢市教育委員会教育長・稲沢市病院事業管理者・愛知県稲沢警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

4 審査基準

- (1) 別紙に定めるとおりとする。
- (2) 基本的事項における実績の評価は、次のとおり行う。

ア 参加者による提示方法

調査書(様式3)を提出することにより、本件と同等の事業を実施した実績を示すこと。
評価対象とする実績は、実施期間に令和2年度以後が含まれ、かつ実施場所が国内の許可病床数200床以上の病院である事業とする。なお、自動販売機設置運営事業及び床頭台設置運営事業における防犯カメラの設置については、評価の対象外とする。
なお、本プロポーザルの参加者が本件の事業を履行するにあたり、他社と協働する場合は、当該他社の実績を以って参加者の実績とすることができる。この場合は、当該他社についても本要領における参加資格要件(2)から(7)までのすべてを満たす必要がある。また、調査書(様式3)は当該他社の分も提出すること。

イ 評価方法

実績の件数に応じて評価することとし、参加者が提示する売店運営事業、レストラン運営事業、入院用品セットサポート運営事業及び床頭台設置運営事業の各実績のうち、もっとも件数の少ない実績により評価する。なお、評価の最大件数は5件とする。

- (3) 貸付料見積額の評価は、次のとおり行う。

ア 提案方法

売店運営事業に係る貸付料は、税込みの月額を提案すること。ただし、138,600円を下限とする。

レストラン運営事業に係る貸付料は、税込みの月額を提案すること。ただし、47,300円を下限とする。

自動販売機設置運営事業に係る貸付料については、売上金額に対する病院への納付率を提案すること。ただし、密閉容器式は1台あたり10,560円(月額税込み)、カップ式は1台あたり11,220円(月額税込み)を下限額とし、売上金額に対する納付率がこれに満たない場合はこれを貸付料とする。なお、算定は1台毎に行う。

入院用品セットサポート運営事業及び床頭台設置運営事業に係る貸付料については、売上金額に対する病院への納付率を提案すること。なお、料金形態に払戻しや精算がある場合は、これらを控除したあとの実質的な売上金額に対する納付率とする。

なお、見積もるにあたり、別紙稲沢市民病院患者・来院者サービス事業に係る実績(令和6年度実績)を参考とすること。

イ 得点化方法

令和6年度の売上金額の月間平均実績を参考として、提案された額及び率により想定見積額を算出し、次の算式により得点化する。

なお、自動販売機の3階病棟は本プロポーザルから新設のため、売上金額の実績は他の病棟の平均を示す。

$$\text{・得点} = \text{配点} \times \frac{\text{当該参加者の想定見積額}}{\text{全参加者の内最高の想定見積額}}$$

(小数第2位まで 四捨五入)

5 実施スケジュール

内 容	日 程
(1) 公表及び参加申請書配布開始	令和7年9月1日(月)
(2) 参加申請書受付期間	令和7年9月2日(火)～9月12日(金)
(3) 質問書受付期間	令和7年9月2日(火)～9月16日(火)
(4) 質問回答	令和7年9月26日(金)
(5) 提案書の提出締切	令和7年10月3日(金)
(6) プレゼンテーション審査	令和7年10月中旬
(7) 審査結果通知	令和7年10月下旬

※上記のスケジュールは変更の可能性あり。

6 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次により参加を申請すること。

(1) 受付期間 令和7年9月2日(火)から令和7年9月12日(金)17時まで

(2) 提出方法 稲沢市民病院事務局管理課へ持参または郵送すること。

郵送の場合は書留とし、期間内に必着のこと。

(3) 提出書類 ① 参加申請書(様式1)

② 誓約書(様式2)

③ 調査書(様式3)

④ 会社概要(パンフレット等の任意様式)

⑤ 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し

⑥ 登記事項証明書または商業登記簿謄本の写し

(申請日の直前3か月以内に発行されたもの)

⑦ 直近の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

なお、本プロポーザルの参加者が本件の事業を履行するにあたり、他社と協働する場合は、当該他社の分も③～⑦を提出すること。

(4) 提出部数 各1部

7 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次により質問すること。

(1) 質問方法 質問書(様式4)にて事務局あてメール提出とする。

なお、メール送信後は必ず送信した旨を電話にて連絡すること。

(2) 受付期間 令和7年9月2日(火)から9月16日(火)17時まで

(3) 回答方法 令和7年9月26日(金)に全参加者あてにメールにて回答する。

8 提案書の作成及び提出

提案書の作成及び提出は次のとおりとする。

(1) 提案書の内容

内容及び構成は自由とするが、別紙「審査基準」に示す事項は必ず記述すること。

なお、貸付料の提案については別紙「貸付料見積書」に示す記載方法を参考とすること
としたうえで見積書を作成すること。

(2) 提出期間 令和7年9月2日（火）から令和7年10月3日（金）17時まで

(3) 提出方法 稲沢市民病院事務局管理課へ持参または郵送すること。

郵送の場合は書留とし、期間内に必着のこと。

(4) 提出書類 提案書、及び事業見積書

(5) 提出部数 提案書は正本1部、副本7部

見積書は正本1部を別途封筒に入れて提出すること

9 審査

審査基準に基づき、参加者が行うプレゼンテーションを審査し、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。プレゼンテーションは次のとおりとする。

(1) 日程 令和7年10月中旬 ※別途連絡

(2) 場所 稲沢市民病院

(3) 内容 プレゼンテーション

※事前に提出した提案書に基づくこと。

(4) 結果通知 全参加者に書面で通知する。

(5) レストラン運営事業に係る審査の補足

提供する商品の品質に係る審査は、実食により行う。参加者は、次のとおり試食品を持参すること。

- ・内容は通常営業において提供を想定するランチとし、分量は3分の1程度とする。
- ・数量は8食とする。
- ・1食ごとに使い捨て弁当容器に詰め、必要なカトラリーを備えること。なお、参加者名を表示すること。
- ・実食はプレゼンテーションの終了後に行い、参加者は立ち会わない。このためプレゼンテーション後2時間程度は安全に食することができる配慮を行うこと。
- ・生じる廃棄物は病院が処分する。

(6) 出席者及び時間配分等

① 出席者は3名を上限とする。

② 時間配分は、提案説明を25分、質疑応答を15分とする。

③ 出席予定者がやむを得ない事情により出席できなくなった場合に備え、直前であっても代理者が出席できるよう準備すること。

10 契約締結

審査により最優秀提案者として選定された者を優先交渉権者として、期間を定めて仕様書及び企画提案の内容をもとに契約締結に向けた協議を行う。ただし、期間内に当該協議が整わない場合は、次点提案者と契約締結に向けた協議を行うこととする。

11 その他

- (1) 参加者は、契約の締結を前提として提出したプロポーザル提案内容について、協議の上、これを遵守し、事業を行わなければならない。
- (2) 次に掲げる者が行った参加は無効とする。契約締結後の場合は、当該契約を解除する。
 - ① プロポーザルに参加する資格のない者
 - ② 虚偽の内容を記載した者
 - ③ 公募要項等に記載されている事項に違反した者
 - ④ その他、公正な審査や評価に影響を及ぼす行為があったと認められる者
- (3) 参加を申請した後に辞退する場合は、速やかに事務局に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じる事項に係る責任は、全て参加事業者が負うものとする。
- (5) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類等の返却は行わない。また、提案書の内容に対して、確認、問合せ、追加書類の提出を求めることがある。
- (7) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (8) 病院運営の都合により当該契約を解除することができる。この場合は、事業者の負担により現状回復を行うこと。また、事業者に損失が生じたとしても病院はその責を負わない。

12 事務局

稲沢市民病院事務局管理課 施設・用度グループ 山田・落合
〒492 - 8510 愛知県稲沢市長東町沼 100 番地
TEL : 0587-32-2111 FAX : 0587-32-2151
メール : kanri-sisetu@city.inazawa.aichi.jp